

第 96 回静岡市建築審査会会議録

- 1 日 時 令和 6 年 6 月 18 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
- 2 場 所 静岡庁舎 新館 9 階 特別会議室
- 3 出席者 (委員) 荻野淳会長、加藤将和委員、石黒鮎子委員、鍋田さつき委員、
片山幸久委員、坂井美文委員、新庄剛和委員
(事務局) 建築安全推進課 望月管理係長、井関主査
(処分庁) 建築安全推進課 山内課長、磯部指導係長、弓桁主任技師、
松永主任技師
- 4 欠席者 0 人
- 5 傍聴人 0 人

6 議題等

・議案審議

議案第 1 号 建築基準法第 48 条第 6 項ただし書きの規定による許可 1 件

・報告事項 (包括許可基準に基づく許可) については案件なし

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可 0 件

7 進行記録

(建築安全推進課 望月管理係長進行)

- ・本会議が建築審査会条例第 8 条の規定により公開となっていることを報告

(ここから荻野会長が会議進行)

- ・ 7 人の委員の出席があり、建築審査会条例第 5 条の規定により、半数以上の出席があることから審査会会議が成立していることを報告
- ・【議案第 1 号】の審議に入る前に、会議録の署名を加藤委員と石黒委員に依頼
《会議録の署名について、加藤委員と石黒委員が了承》

(【議案第 1 号】の審議へ)

(処分庁：建築安全推進課)

- ・[磯部係長] が【議案第 1 号】について説明

申請場所	申請者	用途
葵区	法人	自動車修理工場

(【議案第1号】に関する質疑応答)

・[加藤委員]

参考資料の許可準則で作業場の規模は床面積の合計が 150 m²以内とありますが、今回はこれに適合しない例外的な案件になると思います。150 m²以内という基準は比較的超えても許可される基準になっていますか。

・[弓桁主任技師]

許可準則の中で既存建築物の許可が下りており、既存建築物の規模以下であればこの準則は適用されません。特定行政庁としては従前の規模の範囲内であれば建設を認めています。

・[加藤委員]

そのような例外規定があるということですね。

・[弓桁主任技師]

そうです。

・[新庄委員]

主に流通通りから出入りすると思いますが、裏側にも出入り口があり、どのような使われ方をしますか。現在も裏側に出入り口がありますか。

・[弓桁主任技師]

現在はありませんが、一般来客者も裏側出入り口を利用すると聞いています。

・[磯部係長]

一般的な出入り口は流通通り側ですが、裏側は補足的な出入り口として利用を想定しているようです。

・[新庄委員]

大きな車が出入りすることはないですね。

・[磯部係長]

ないですね。

・[新庄委員]

前回既存建築物の許可を下ろした時は、どんな用途地域でしたか。

・[弓桁主任技師]

住居地域です。

・[新庄委員]

その時の許可基準は何m²まで建築可能でしたか。

・[弓桁主任技師]

当時は許可準則がなかったので商業地域と同じで 300 m²まで建築可能であったと思います。

・[新庄委員]

そのため既存建築物を 257 m²まで建築を許可したのですね。今回はそれ以下に抑えるということですね。

・[新庄委員]

12 ページに自動車修理工場の面積算定の記載があります。13 ページの 1 階の平面図を見るとプレゼンルームや倉庫は面積算入しないと思いますが、油脂庫は整備工場として面積に入っていますか。

- ・[弓桁主任技師]
油脂庫は除いています。
- ・[新庄委員]
洗車室は面積に入っていますか。
- ・[弓桁主任技師]
洗車室は入っていません。
- ・[新庄委員]
洗車室は面積算入しなくて良いですか。
- ・[弓桁主任技師]
人が原動機を用いて継続的に行う作業については作業場に含まれますが、今回の洗車室は機械のみが自動で作業をするため作業場としていません。
- ・[山内課長]
あくまでも制限をかけているのは原動機が作動する工場で、作業場の床面積が 50 m²を超えるものです。今回は洗車場といっても人が作業するのではなく、機械で洗うため作業場の扱いはしていません。そのため、修理工場のうち、洗車場を作業場の床面積として算入はしていません。機械式でなく人が入って作業する洗車場であれば、作業場として扱います。今回のものは人が入らず機械で作業しますが、防音のため屋内の設置を計画しています。
- ・[新庄委員]
2階のコンプレッサー室も面積算入していませんか。
- ・[山内課長]
作業場ではないので面積算入していません。
- ・[新庄委員]
作業自体はこのスペースでは行わないということですね。
- ・[山内課長]
工場ではありますが、作業場ではないということです。建築基準法第 48 条第 6 項のただし書きで建築を制限される「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m²を超えるもの」は、作業場を対象としています。
- ・[新庄委員]
ここは車を入れて機械で洗車だけ行われる場所ということですね。
- ・[山内課長]
そうです。
(他に質問等がなく議案第 1 号の採決へ)
- ・[荻野会長]
それでは議案第 1 号「建築基準法第 48 第 6 項ただし書きの規定による許可」について、議案のとおり同意することに異議のない方は挙手をお願いします。
(全員異議なし)
- ・[荻野会長]
全員賛成です。本件については異議なしと認め、議案第 1 号を原案のとおり承認します。

(「包括許可基準に基づく許可に係る建築計画の報告」については令和6年3月21日から令和6年5月20日までの期間における包括許可に関する案件がないため、処分庁からの説明はなし)

・[荻野会長]

以上をもちまして第96回静岡市建築審査会会議を終了します。

会議録署名人

会長

委員

委員